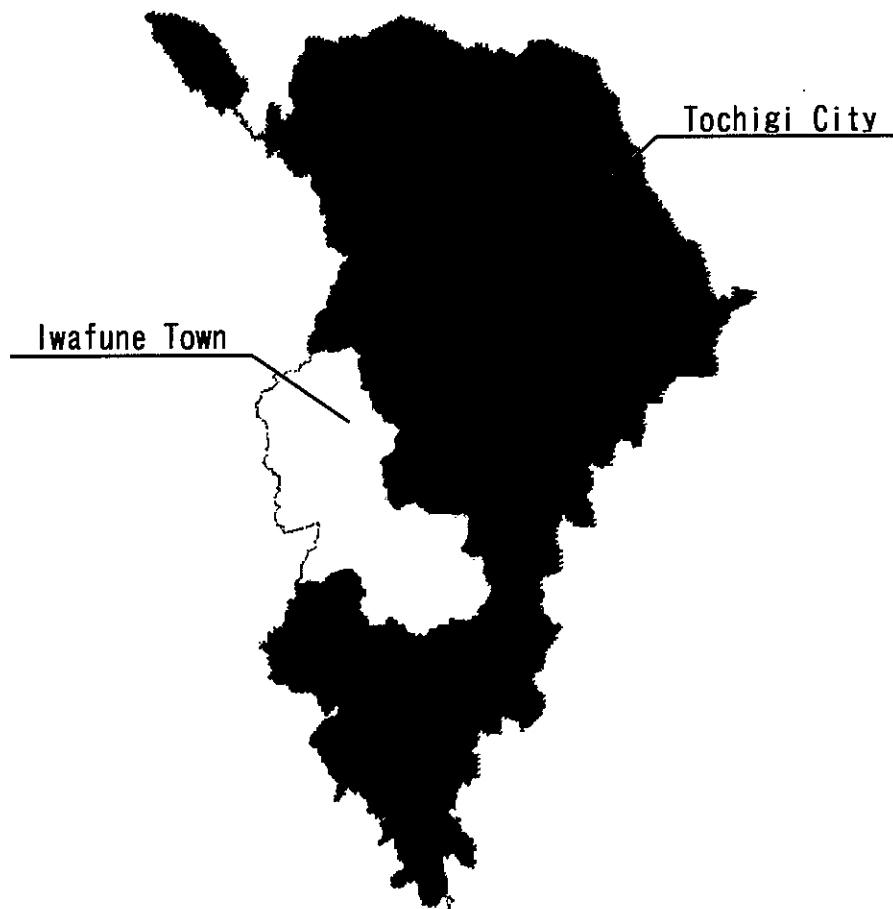


第6回

栃木市・岩舟町
合併協議会

会議資料 ②



日時：平成24年7月20日（金）午後2時00分

会場：栃木市栃木保健福祉センター2階大会議室

目 次

(1) 協議事項

協議第 3 号 (継続協議－2)	合併協定項目 2	合併の期日について	
		・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
協議第 14 号	合併協定項目 8	地方税の取扱いについて	・・・・・・・・ P 4
協議第 15 号	合併協定項目 9	地域自治制度の取扱いについて	・・・・ P 27
協議第 16 号	合併協定項目 18	町名、字名の取扱いについて	・・・・ P 36
協議第 17 号	合併協定項目 23	行政区の取扱いについて	・・・・ P 42
協議第 18 号	合併協定項目 25－1	国内・国際交流事業について	・ P 46
協議第 19 号	合併協定項目 25－3	広報広聴関係事業について	・ P 54
協議第 20 号	合併協定項目 25－4	人権推進事業について	・・・・ P 57

協議第3号（継続協議一2）

合併協定項目2 合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成24年7月20日提出

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目2 合併の期日
調整方針	合併の期日は、平成26年（西暦2014年） 4月5日とする。

平成24年2月17日（継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 合併の期日	関係項目	
調整の方針	合併の期日は、平成26年（西暦2014年）4月5日とする。		
		留意事項	備考
1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（都道府県）、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。 2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業・公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましい。 3 事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。			

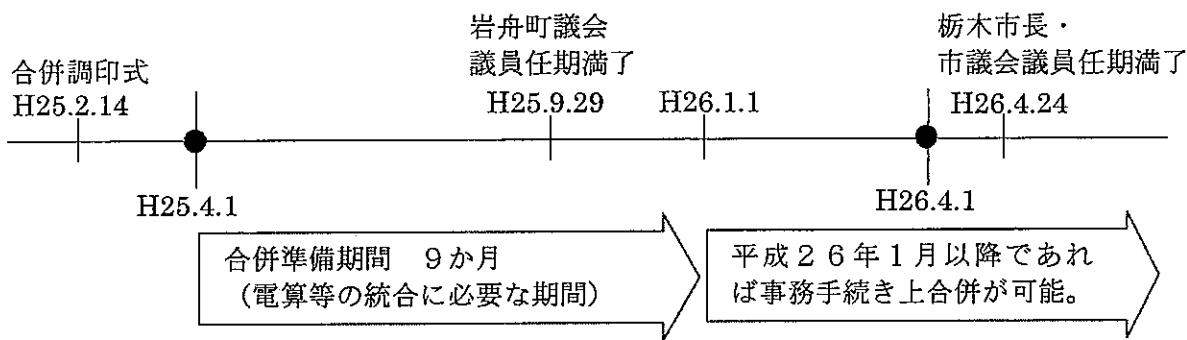
別紙

「合併の期日」についての考え方

○合併の期日について考慮すべき一般的な要因

- ・住民生活に及ぼす影響として、市民サービスや各種事務事業が、住民生活に支障を生じさせないよう期日を定める必要がある。
- ・合併に伴う電算システムの移行や各種事務事業の統合については、合併の日に安全かつ確実に実施する必要がある、体制を整えるための十分な準備期間を設ける必要がある。

○栃木市と岩舟町の合併スケジュールにおいて考慮すべき事項



- ・合併後のまちづくりを託す栃木市長選に岩舟町の住民が選挙権を得るためには、合併日は栃木市長選、栃木市議選が行われる以前となる。

【平成26年4月】

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

協議第 1 4 号

合併協定項目 8 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 8 地方税の取扱い
調整方針	1 個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合する。 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。 6 鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する。

	7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、現在栃木市において均一課税の検討が進められており、平成27年3月までに再編されることを勘案し、合併後5年以内の早期に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時までに統合する。 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	---

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	1 個人市町民税
調整の方針		個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。			
		現 況			
		栃 木 市		岩 舟 町	
1 納税義務者 (1) 市内に住所を有する人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で市内に住所を有しない人		1 納税義務者 (1) 町内に住所を有する人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で町内に住所を有しない人			
2 税率 均等割 3,000 円 (標準税率) 所得割 6% (標準税率)		2 税率 均等割 3,000 円 (標準税率) 所得割 6% (標準税率)			
3 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月31日まで 特別徴収 月割り額を翌月の10日まで 納期の特例事業所 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日		3 納期 普通徴収 第1期 6月16日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで 特別徴収 月割り額を翌月の10日まで 納期の特例事業所 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日			
		具体的な調整内容 現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時までに統合する。			

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	栃木市の例により合併時に統合する。
4 減免 (1) 生活保護法の規定による保護を受けた者 (2) 特別の事由があり、市長が必要と認めた者 5 非課税 均等割・所得割 (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者 均等割 前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者 所得割 前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者	4 減免 (1) 生活保護法の規定による保護を受けた者 (2) 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められた者 (3) 学生及び生徒 (4) 特別の事由があり、町長が必要と認めた者 5 非課税 均等割・所得割 (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者 均等割 前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者 所得割 前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	2 法人市町民税
調整の方針	法人市町民税については、現行のとおりとする。		
	現 況		
	現	岩 舟 町	具体的な調整内容
1 納税義務者 (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人 (2) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの 2 税率 均等割 標準税率×1.2(制限税率) 法人税割 14.7% (制限税率)	1 納税義務者 (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人 (2) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの 2 税率 均等割 標準税率×1.2 (制限税率) 法人税割 14.7% (制限税率)		現行のとおりとする。 現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	3 固定資産税
調整の方針	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者	1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者		
2 税 率 1.4% (標準税率)	2 税 率 1.4% (標準税率)		
3 納 期 第1期 5月 1日から同月31日まで 第2期 7月 1日から同月31日まで 第3期 9月 1日から同月30日まで 第4期 11月 1日から同月30日まで	3 納 期 第1期 5月 16日から同月31日まで 第2期 7月 1日から同月31日まで 第3期 9月 1日から同月30日まで 第4期 12月 1日から同月25日まで		
4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産 (有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの	4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産 (有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの		
		具体的な調整内容	
		現行のとおりとする。	
		現行のとおりとする。	
		栃木市の例により合併時までに統合する。	
		現行のとおりとする。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	4 軽自動車税
調整の方針	軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 5,500 円 乗用(営業用) " (自家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 " (自家用) 4,000 円		1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 5,500 円 乗用(営業用) " (自家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 " (自家用) 4,000 円	現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		岩 舟 町		具体的な調整内容
栃 木 市				
・小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他のもの ・二輪の小型自動車 4,700 円 4,000 円	・小型特殊自動車 農耕作業用 二輪のもの 四輪のもの 総排気量 10 以下のもの 総排気量 10 を超えるもの 刈取脱穀作業用自動車 その他のもの ・二輪の小型自動車 1,600 円 2,400 円 3,100 円 2,400 円 4,700 円 4,000 円			栃木市の例により合併時に統合する。 現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時に統合する。
3 納期 5月1日から同月31日まで 4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの 5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商許可番号が記入されているものであ ることのすべての条件を満たす軽自動車等	3 納期 4月11日から同月30日まで 4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの 5 課税免除 該当なし			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	5 市町たばこ税
調整の方針		市町たばこ税については、現行のとおりとする。			
		具体的な調整内容			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	6 鉱産税
調整の方針		鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する。			
		現 況			
		栃 木 市	岩 舟 町		
1 納税義務者 鉱物の採掘業者		該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。	
2 税率 1% (鉱物の価格が200万円以下の場合、0.7%)				栃木市の例により合併時に統合する。	
3 納期 毎月15日から月末 (前月の1日から末日までの分)				栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	7 特別土地保有税
調整の方針		特別土地保有税については、現行のとおりとする。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	8 都市計画税
調整の方針	都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、現在栃木市において均一課税の検討が進められており、平成27年3月までに再編されることを勘案し、合併後5年以内の早期に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時までに統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
1 納税義務者 市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者 2 税率 合併特例により不均一課税している。ただし、合併後5年（平成27年3月まで）以内に再編する。 栃木地域 0.3% （制限税率） 大平地域 0.2% 藤岡地域 0.0% 都賀地域 0.0% 西方地域 0.0%	栃木市	岩 舟 町 課税していない	合併時は現行のとおりとし、現在栃木市において均一課税の検討が進められており、平成27年3月までに再編されることを勘案し、合併後5年以内の早期に再編する。 合併時は現行のとおりとし、現在栃木市において均一課税の検討が進められており、平成27年3月までに再編されることを勘案し、合併後5年以内の早期に再編する。 栃木市の固定資産税の納期の例により合併時までに統合する。
3 納期 固定資産税と同様	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている。 ただし、西方地域については、西方都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きがされていない。	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	9 入湯税
調整の方針		入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。			
		現 況			
		栃 木 市	岩 舟 町		
1 納税義務者 鉱泉浴場の入湯客	12 課税免除 12 歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 市長が特別な事情があると認める者	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。	
2 課税免除				栃木市の例により合併時に統合する。	
3 税率 入湯客 1 人 1 日につき、150 円 (日帰りの場合は、50 円)				栃木市の例により合併時に統合する。	
4 納期 毎月 15 日まで (前月の初日から末日までの分)				栃木市の例により合併時に統合する。	
				具体的な調整内容	
				栃木市の例により合併時に統合する。	

●地方税法関係

1. 個人市町村民税

- ・均等割(法第310条)－標準税率(年額)3,000円
- ・所得割(法第313条)－課税する年の前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に応じて課税
- ・納期(法第320条)－普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2. 法人市町村民税

- ・均等割(法第312条)－法人の区分に応じた標準税率(年額5万円～300万円)
制限税率は標準税率×1.2
- ・法人税割(法第314条の4)－標準税率100分の12.3 制限税率は100分の14.7

3. 固定資産税

- ・税率(法第350条)－標準税率100分の1.4
- ・納期(法第362条)－4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

4. 軽自動車税

- ・税率(法第444条)－標準税率は下表のとおり

区 分				年税額
原動機付自転車	イ総排気量 0.05ℓ以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの【二に掲げるものを除く。】			1, 000円
	ロ二輪のもので、総排気量が 0.05ℓを超え、0.09ℓ以下のもの又は定格出力が 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの			1, 200円
	ハ二輪のもので、総排気量が 0.09ℓを超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの			1, 600円
	二三輪以上のもので、総排気量が 0.02ℓを越えるもの又は定格出力が 0.25kw を越えるもので一定のもの			2, 500円
軽自動車及び小型特殊自動車	イ二輪のもの(側車付のものを含む。)			2, 400円
	ロ三輪のもの			3, 100円
	ハ四輪のもの	乗用のもの	営業用	5, 500円
			自家用	7, 200円
		貨物用のもの	営業用	3, 000円
			自家用	4, 000円
二輪の小型自動車				4, 000円

※上記以外の軽自動車及び農耕作業用のもの(三輪小型特殊自動車)その他各号の区分により難しいものについては、上記とは別に、区分を設けることができる。

- ・納期(法第445条)－4月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

5. 市町村たばこ税

- ・税率(法第 468 条)－1,000 本につき4, 618円 但し、旧 3 級品の紙巻たばこは、1,000 本につき2, 190円
- ・徴収方法(法第 472 条)－申告納付による。申告は毎月 1 日から月末までの間の数量、税額等を翌月末までに市町村長へ

6. 鉱産税

- ・税率(法第 520 条)－標準税率は鉱物の価格が一月に 200 万円超の場合 100分の1
" 200 万円以下の場合100分の0. 7
- ・納期(法 521 条)－毎月 10 日から末日までの間において市町村の条例で定める。

7. 特別土地保有税

- ・税率(法第 594 条)－保有分1. 4／100、取得分3／100
 - ・徴収方法(法第 598、599 条)－申告納付
- ※平成 15 年以降、課税停止となっている—現下の経済情勢に鑑み課税を停止。徴収猶予中の納税義務は存続。

8. 都市計画税

- ・税率(法第 702 条の4)－制限税率100分の0. 3
- ・納期(法第 702 条の 7)－4 月、7 月、12 月及び 2 月中において条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

9. 入湯税

- ・税率(法第 701 条の2)－標準税率 1 人 1 日150円(1人1日)
- ・徴収方法(法第 701 条の3)－特別徴収

参 考 資 料

県内各市の個人市町民税納期限

	1期	2期	3期	4期
宇都宮市	6月	8月	10月	1月
足利市	6月	8月	10月	1月
佐野市	6月	8月	10月	1月
鹿沼市	6月	8月	10月	1月
日光市	6月	8月	10月	1月
小山市	6月	8月	10月	1月
真岡市	6月	8月	10月	12月
大田原市	6月	8月	10月	12月
矢板市	6月	8月	10月	1月
那須塩原市	6月	8月	10月	1月
さくら市	6月	8月	10月	1月
那須烏山市	6月	8月	11月	1月
下野市	6月	8月	10月	12月

参 考 資 料

県内各市の固定資産税納期限

	1期	2期	3期	4期
宇都宮市	4月	7月	12月	2月
足利市	4月	7月	9月	12月
佐野市	4月	7月	9月	12月
鹿沼市	5月	7月	9月	12月
日光市	5月	7月	12月	2月
小山市	4月	7月	9月	12月
真岡市	5月	7月	9月	11月
大田原市	4月	7月	9月	12月
矢板市	4月	7月	9月	12月
那須塩原市	5月	7月	12月	2月
さくら市	4月	7月	9月	12月
那須烏山市	4月	7月	10月	12月
下野市	5月	7月	11月	1月

平成23年度 軽自動車税額表

		栃 木	旧栃木・大平・西方	旧藤岡・都賀	岩 舟	さくら市	外12市
小型特殊自動車	農耕作業用	2輪 4輪(1Q以下) 4輪(1Q以上) 刈取脱穀作業用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
				2,400	2,400	2,000	
				3,100	3,100	2,200	
				2,400	2,400	2,000	
2輪の小型自動車	その他のもの		4,700 4,000	4,700 4,000	4,700 4,000	4,700 4,000	4,700 4,000

※県内14市においては、さくら市を除き12市が栃木市と同一課税

参 考 資 料

県内各市の都市計画税税率

	平成23年度税率	
宇都宮市	0.25	%
足利市	0.3	%
佐野市	0.3	%
鹿沼市	0.3	%
日光市	0.2	%
小山市	0.3	%
真岡市	0.3	%
大田原市	0.2	%
矢板市	0.3	%
那須塩原市	0.2	%
さくら市	0.2	%
那須烏山市	—	%
下野市	0.25	%

先進事例

(地方税)

1 個人市町民税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

個人市民税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

個人市民税均等割は、黒磯市の例による。

納期及び減免措置については、黒磯市の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、現行どおり新市に引き継ぐ。普通徴収の納期は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から、第1期6月16日～同月30日、第2期8月1日～同月31日、第3期10月1日～同月31日、第4期12月1日～同月25日とする。特別徴収の納期は、現行どおり新市に引き継ぐ。減免措置については、合併時に国分寺町の例により統合する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

個人市民税の均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とすることとしたが、地方税法の改正により、平成16年度から税率が全国一律となったため、不均一課税の必要がなくなり、現行のとおりに変更する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

個人市町民税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

2 法人市町民税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

法人市民税均等割は、西那須野町の例による。

納期及び減免措置については、黒磯市の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、現行どおり新市に引き継ぐ。減免措置については、合併までに再編する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

法人市民税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

法人市町民税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

3 固定資産税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

固定資産税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、納期及び減免措置については、黒磯市の例による。ただし、第1期は5月1日から5月31日までとする。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、現行どおり新市に引き継ぐ。納期については、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から、第1期5月16日～同月31日、第2期7月1日～同月31日、第3期11月1日～同月30日、第4期翌年1月1日～同月31日とする。減免措置については、南河内町、国分寺町の例により合併時に統合する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

固定資産税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。
農村地域工業等導入促進法による課税免除については、鹿沼市の制度として存続する。

4 軽自動車税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、納期については、塩原町の例、減免措置については、西那須野町の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から石橋町の例により統合する。納期は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から、5月15日～同月31日とする。減免措置は、現行どおり新市に引き継ぐ。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

軽自動車税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

軽自動車税については、現行のとおりとする。

5 市町たばこ税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

市たばこ税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぐ。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

現行どおり新市に引き継ぐ。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

市たばこ税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

6 鉱産税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

鉱産税については、現行のとおりとする。

- 日光市(平成18年3月20日合併)

鉱産税については、4市町村とも差異のないことから、現行のとおりとする。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

鉱産税の納期については、合併時に佐野市の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

鉱産税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

- 埼玉県秩父市(平成17年4月1日合併)

鉱産税の税率については、合併時に秩父市の例により統一する。

7 特別土地保有税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率及び納期は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、減免措置については、黒磯市の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

現行どおり新市に引き継ぐ。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

8 都市計画税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

都市計画税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率については、0.3%とする。ただし、平成20年3月31日までは0.2%とする。
納期及び減免措置については、固定資産税と同じ。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用し、当面、現行どおりの税率とし、平成19年度末を目途に調整を図り、平成20年度から統一する。
納期については、固定資産税の納期に合わせる。減免措置については、固定資産税の減免措置に合わせる。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

都市計画税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

都市計画税については、現行のとおりとする。

9 入湯税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率及び納期については、塩原町の例による。課税免除については、黒磯市の例による。ただし、3市町の公営施設の取扱いについては、それぞれ現行のとおりとする。

- 日光市(平成18年3月20日合併)

入湯税については、合併時に藤原町の制度に統一する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

入湯税については、合併時に田沼町の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

入湯税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

協議第 15 号

合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）
の取扱いについて

地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについて、
協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い
調整方針	地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 23 条の規定に基づき、合併前の岩舟町の区域に「地域自治区」を設置する。 なお、同法第 23 条及び第 24 条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文による。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い	関係項目
調整の方針	地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の岩舟町の区域に「地域自治区」を設置する。 なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文による。	
	現 況	具体的な調整内容
○栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町及び同郡都賀町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（平成21年10月13日締結） 栃木市及び上都賀郡西方町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（平成22年11月24日締結） ○市町村の合併の特例に関する法律第23条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町、都賀町及び西方町の区域ごとに地域自治区を設置 ○地域自治区の設置期間 大平町・藤岡町・都賀町 平成22年3月29日～平成27年3月31日まで 西方町 平成23年10月1日～平成27年3月31日まで ○地域自治区の名称及び区域 ・大平町、合併前の大平町の区域 ・藤岡町、合併前の藤岡町の区域 ・都賀町、合併前の都賀町の区域 ・西方町、合併前の西方町の区域 ○地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域 ・大平総合支所、合併前の大平町役場の位置、合併前の大平町の区域 ・藤岡総合支所、合併前の藤岡町役場の位置、合併前の藤岡町の区域 ・都賀総合支所、合併前の都賀町役場の位置、合併前の都賀町の区域 ・西方総合支所、合併前の西方町役場の位置、合併前の西方町の区域	設置なし 岩 舟 町	合併時に岩舟町の区域に地域自治区を設置する。 なお、栃木市に設置している地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町、西方町）については、現行のとおりとする。

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			
○区長の設置期間 大平町・藤岡町・都賀町 平成 22 年 9 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで 西方町 平成 23 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで ・区長の任期 2 年（現任期：平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日まで） ・区長の身分 非常勤の特別職 ・勤務日数 週 4 日 ・区長の報酬 月額 20 万円 ○地域協議会 ・大平町地域協議会、藤岡町地域協議会、都賀町地域協議会、西方町地域協議会 ・設置期間 大平町・藤岡町・都賀町 平成 22 年 7 月 26 日～平成 27 年 3 月 31 日 西方町 平成 23 年 11 月 9 日～平成 27 年 3 月 31 日まで ・委員の任期 2 年（最初に選任される委員の任期は選任の日から～平成 25 年 3 月 31 日まで） ・委員数 15 人（1号委員 9 人、2号委員 3 人、3号委員 3 人、4号委員 0 人） ・委員報酬 月額 8,000 円			

栃木市及び下都賀郡岩舟町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域
自治区の区長の設置に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の岩舟町の区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称及び区域)

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
岩舟町	合併前の岩舟町の区域

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(事務所の名称等)

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
岩舟総合支所	合併前の岩舟町役場の位置	合併前の岩舟町の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林施設、観光施設、建設・土木施設等の維持管理に関すること。
- (3) 地域の特性を活かしたまちづくり、従来から継続する個性ある施策の

実施その他地域振興の推進に関すること。

(4) 地域の公共的団体等の活動支援その他地域自治及び住民自治の推進に関すること。

(5) 地域協議会に関すること。

(6) 総合支所の庶務及び施設の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、地域自治区で所掌することが適当と認められる事務に関すること。

2 前項の所掌事務に関する具体的な取扱いについては、合併後の栃木市の市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第24条第1項の規定により、地域自治区に区長を置くものとする。

2 区長の設置期間は、地域自治区の設置の日から平成27年3月31日までとする。

3 区長の任期は、市長が選任した日から平成27年3月31日までとする。

4 区長は、特別職とし、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。この場合において、市長は、区長の選任に当たっては、地域協議会の意見を尊重するものとする。

(区長の役割)

第7条 区長は、地域自治区の特性や資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第 8 条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第 9 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 10 条 委員の任期は、市長が選任した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 11 条 地域協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、会長又は副会長が次のいずれかに該当するときは、会長又は副会長を解任するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の権限)

第12条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区の区域内に係る次に掲げる市の施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）に関する事項

(2) 新市の基本構想に関する事項

(3) 各種計画の策定に関する事項

(4) 合併協定項目の調整等の状況に関する事項

(5) 予算に関するもので重要と認められる事項

(6) この協議書による地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第 13 条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（報酬及び費用弁償）

第 14 条 委員に、報酬及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第 15 条 地域協議会の庶務は、第 4 条に規定する事務所において処理する。

（補則）

第 16 条 この協議に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 年 月 日から施行する。

先進事例

(地域自治制度)

● 栃木市・西方町(平成23年10月1日合併)

地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第23条の規定に基づき、合併前の西方町の区域に「地域自治区」を設置する。

なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文による。

● 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町(平成22年3月29日合併)

地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。

なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文によるものとする。

● 大田原市(平成17年10月1日合併)

湯津上村及び黒羽町のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定に基づき、地域審議会を設置する。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

協議第16号

合併協定項目18 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、協議を求める。

平成24年7月20日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目18 町名、字名の取扱い
調整方針	町名、字名については、原則として従前のおりとし、 大字を冠する字名は大字を削るものとする。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	18 町名、字名の取扱い	関係項目
調整の方針	町名、字名については、原則として従前のとおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。	
現 況 栃 木 市 万町 (マナチヨ) 倭町 (ヤマトチヨ) 旭町 (アサチヨ) 室町 (ムロチヨ) 城内町1丁目 (シヨウチヨウチヨ) 城内町2丁目 (シヨウチヨウチヨ) 神田町 (カンダチヨ) 本町 (ホンチヨ) 日ノ出町 (ヒデチヨ) 沼和田町 (ヌマワチヨ) 河合町 (カワチヨ) 片柳町1丁目 (カタヤギチヨウチヨ) 片柳町2丁目 (カタヤギチヨウチヨ) 片柳町3丁目 (カタヤギチヨウチヨ) 片柳町4丁目 (カタヤギチヨウチヨ) 片柳町5丁目 (カタヤギチヨウチヨ) 富土見町 (フジミチヨ) 境町 (カキチヨ) 平井町 (ヘイチヨ) 園部町1丁目 (ウヅチヨウチヨ) 園部町2丁目 (ウヅチヨウチヨ) 園部町3丁目 (ウヅチヨウチヨ) 園部町4丁目 (ウヅチヨウチヨ) 入舟町 (イフナチヨ) 祝町 (イワチヨ) 柳橋町 (ヤナギハシチヨ) 箱森町 (コノモリチヨ) 小平町 (コヘチヨ) 鐘町 (シネチヨ) 嘉右衛門町 (カサエモンチヨ) 泉町 (イミチヨ) 大町 (オホチヨ) 昭和町 (シヨウチヨ) 大宮町 (オホミヤチヨ) 平柳町1丁目 (ヘイラウチヨウチヨ) 平柳町2丁目 (ヘイラウチヨウチヨ) 久保田町 (クボタチヨ) 宮田町 (ミヤタチヨ) 高谷町 (タカヤチヨ) 今泉町1丁目 (イマズミチヨウチヨ) 仲仕上町 (ナカシガミチヨ) 藤田町 (フジタチヨ) 田町 (シノチヨ) 岩出町 (イワデチヨ) 大皆川町 (オホミナガチヨ) 泉川町 (イミナガチヨ) 新井町 (フナヰチヨ) 吹上町 (フキガミチヨ) 細堀町 (ホソヰチヨ) 木野地町 (キノヂチヨ) 川原田町 (カワハラチヨ) 野中町 (ノナカチヨ) 宮町 (ミヤチヨ) 千塚町 (チヅカチヨ) 仲方町 (ナカカタチヨ) 梓町 (スサキチヨ) 尻内町 (シラナチヨ) 梅沢町 (ウメザチヨ) 大久保町 (オホクボチヨ) 鍋山町 (ナベヤマチヨ) 星野町 (ホシノチヨ) 出流町 (デリウチヨ) 柳原町 (ヤナギハラチヨ) 大光寺町 (オホミツヂチヨ) 田村町 (イムラチヨ) 寄居町 (ヨリヤチヨ) 国府町 (コクフチヨ) 大塚町 (オホツカチヨ) 以上77件		
岩 舟 町 大字鷺巣 (オサヅノソ) 大字静 (オサヅシヅカ) 大字下津原 (オサヅシヅハラ) 大字豊岡 (オサヅトヨミガハ) 大字五十畑 (オサヅイハタケ) 大字和泉 (オサヅイズミ) 大字静和 (オサヅシヅワ) 大字静戸 (オサヅシヅコ) 大字曲ヶ島 (オサヅカマノシマ) 大字古江 (オサヅコエ) 大字新里 (オサヅニガト) 大字三谷 (オサヅミヤ) 大字下岡 (オサヅシモガハ) 大字上岡 (オサヅカミガハ) 大字小野寺 (オサヅオノデラ)		
具体的な調整内容 岩舟町の字名については、原則として従前のとおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。 地域自治区を採用する岩舟町においては、字名の前に、地域自治区の名称を冠することになる。		

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町	
藤岡町都屋 (フジカサ ベ) 藤岡町新波 (フジカサ ニバ) 藤岡町石川 (フジカサ イカ) 藤岡町常刀 (フジカサ タナキ) 藤岡町緑川 (フジカサ ミドリガ) 藤岡町西前原 (フジカサ ニサカ) 藤岡町蛭沼 (フジカサ ヒカ) 藤岡町富吉 (フジカサ トミシ) 藤岡町中根 (フジカサ ナ) 藤岡町藤岡 (フジカサ フジカ) 藤岡町内野 (フジカサ ウチノ) 藤岡町下宮 (フジカサ シミヤ) 藤岡町赤麻 (フジカサ アカマ) 藤岡町大前 (フジカサ オオマエ) 藤岡町甲 (フジカサ カウ) 藤岡町都賀 (フジカサ ツガ) 藤岡町大田和 (フジカサ オオタワ) 藤岡町太田 (フジカサ オオタ) 以上18件 都賀町合戦場 (ツガ マサ カサバ) 都賀町平川 (ツガ マサ ヒラガ) 都賀町升塚 (ツガ マサ マヅカ) 都賀町家中 (ツガ マサ イエカ) 都賀町原信 (ツガ マサ ハジメ) 都賀町木 (ツガ マサ キ) 都賀町白久保 (ツガ マサ ウキボ) 都賀町大橋 (ツガ マサ オオハシ) 都賀町富張 (ツガ マサ トミヤ) 都賀町深沢 (ツガ マサ カササ) 都賀町大柿 (ツガ マサ オオカキ) 以上11件 西方町金崎 (ニシカサ カサキ) 西方町本城 (ニシカサ ホンジヨウ) 西方町元 (ニシカサ モト) 西方町金井 (ニシカサ カナヰ) 西方町本郷 (ニシカサ ホンゴウ) 西方町真名子 (ニシカサ マナコ) 以上6件			
※ 旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町及び旧西方町であった区域においては、地域自治区を採用しているため、字名の前に地域自治区の名称を冠している。			

町名、字名の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

〔市町村内の町又は字の区域〕

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

③ 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

※ 本条の規定では、県知事への届出及び県知事の告示により効力を発生することとなっているが、この手続きは平成 11 年 4 月 1 日から市町長へ権限が移譲されている。

○市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）

〔住居表示に関する特例〕

第 25 条 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条 に規定する住居を表示するには、同条 に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第 23 条第 1 項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第 2 条 に規定する住居の表示についても、同様とする。

合併協定項目名	18 町名、字名の取扱い
先進地事例（合併年月日）	
大田原市 (H17. 10. 1)	湯津上村及び黒羽町の字の名称については、「大字」を削除するものとする。
鹿沼市 (H18. 1. 1)	町名、字名の取扱いについては、合併時に鹿沼市を基準に再編する。 栗野町においては、大字を削除した名称とする。
真岡市 (H21. 3. 23)	町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。

合併後の住居表示について

合併後の岩舟地域の住居表示は、

(例) 栃木市 岩舟町 静 5 1 3 2 番地 2 となります。

(参考)

現 在	町名、字名の取扱い の調整方針によると	地域自治区を 設置すると	地域自治区 設置期間終了後
下都賀郡岩舟町 大字 静 5132 番地 2	栃木市 静 5132 番地 2	栃木市岩舟町 静 5132 番地 2	栃木市岩舟町 静 5132 番地 2

※ 仮に、「合併協定項目 18 町名字名の取扱い」において「岩舟町」を加えた調整方針とし、併せて地域自治区を設置した場合は、

栃木市 岩舟町 岩舟町 静 5 1 3 2 番地 2

と、いうように「岩舟町」が2重になってしまいます。

このことから、調整方針は「大字を削除する。」のみとしました。

○地域自治区を設置すると

岩舟地域に地域自治区を設けるため、合併特例法により「住居を表示するには、地域自治区の名称を冠するものとする。」となります。

↓
岩舟町

○地域自治区設置期間終了後

地域自治区が終了後の住居の表示については、住民の方の混乱をさけることから、設置期間終了後も変わらず、同じ表示となるよう手続きを行います。

○合併前と合併後の住所の比較

合併前	合併後
下都賀郡 岩舟町 大字鷺巣	栃木市 岩舟町 鷺巣
下都賀郡 岩舟町 大字静	栃木市 岩舟町 静
下都賀郡 岩舟町 大字下津原	栃木市 岩舟町 下津原
下都賀郡 岩舟町 大字豊岡	栃木市 岩舟町 豊岡
下都賀郡 岩舟町 大字五十畑	栃木市 岩舟町 五十畑
下都賀郡 岩舟町 大字和泉	栃木市 岩舟町 和泉
下都賀郡 岩舟町 大字静和	栃木市 岩舟町 静和
下都賀郡 岩舟町 大字静戸	栃木市 岩舟町 静戸
下都賀郡 岩舟町 大字曲ヶ島	栃木市 岩舟町 曲ヶ島
下都賀郡 岩舟町 大字古江	栃木市 岩舟町 古江
下都賀郡 岩舟町 大字新里	栃木市 岩舟町 新里
下都賀郡 岩舟町 大字三谷	栃木市 岩舟町 三谷
下都賀郡 岩舟町 大字下岡	栃木市 岩舟町 下岡
下都賀郡 岩舟町 大字上岡	栃木市 岩舟町 上岡
下都賀郡 岩舟町 大字小野寺	栃木市 岩舟町 小野寺

協議第 17 号

合併協定項目 23 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 23 行政区の取扱い
調整方針	1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 自治会の連合組織等については、栃木市の新たな連合組織の例により、合併時に統合できるよう働きかける。 3 自治会長等の身分の取扱い並びに自治会及び自治会長等の報償等については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 3 行政区の取扱い	関係項目
調整の方針	1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 自治会の連合組織等については、栃木市の新たな連合組織の例により、合併時に統合できよう働きかける。 3 自治会長等の身分の取扱い並びに自治会及び自治会長等の報償等については、栃木市の例により合併時に統合する。	
現 況		
栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
○自治会 【組織】 一定の区域内に住んでいる人々等で自主的に構成された任意団体 自治会長に対しては、市からの委嘱等が行っていない。 【自治会数】 3 9 2 自治会 (栃木地域 1 7 3 自治会、大平地域 4 6 自治会、藤岡地域 1 0 4 自治会、 都賀地域 3 0 自治会、西方地域 3 9 自治会) 最小 3 世帯～最大 8 1 1 世帯 平均 1 1 3 世帯	○自治会 【組織】 一定の区域内に住んでいる人々等で自主的に構成された任意団体 自治会長に対しては、町からの委嘱等が行っていない。 【自治会数】 8 2 自治会 最小 1 3 世帯～最大 2 1 9 世帯 平均 6 3 世帯	自治会の組織、区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
○自治会連絡協議会 【名称】 栃木市自治会連絡協議会 【目的】 自治会相互の連絡調整を図り、地域間の情報を交換するとともに、自治会組織を強化し、もって地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 【概要】 合併した旧市町における連合組織の連絡調整を行うほか、合併後の統合した連絡組織ができるまでの暫定的な組織であって、平成 2 5 年度を目的に新たな連合組織に移行する。 【主な事業】 総会、理事会、各地域連合会の連絡調整、栃木県自治会連合会に関する事業、市との連絡調整、その他各種審議会・協議会への委員の推薦等	○自治会長連絡協議会 【名称】 静和地区自治会長連絡協議会 【目的】 自治会相互の円滑な運営を図り、連帯感あふれた住みよい環境をつくり、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。 【概要】 町内の 3 地区の内、自治会長が組織化されているのは静和地区の「静和地区自治会長連絡協議会」のみである。 (静和地区 2 8 自治会、岩舟地区 3 4 自治会、小野寺地区 2 0 自治会) 【主な事業】 総会、役員会、自治会長会議、議員懇談会、議会傍聴、粗大ゴミ回収及び環境美化に関する奉仕作業等	自治会の連合組織については組織化に差異があり、新市の協働のまちづくりを推進するため、栃木市の新たな連合組織の例により、合併時に統合できよう働きかける。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○自治会等への報償等 【自治会報償金】 自治会への依頼事務に対する謝金として支出する。 自治会均等割 10,000 円 + 世帯割 910 円 × 加入世帯数	○自治会等への報償等 【自治会長・班長報償金】 自治会への依頼事務に対する謝金として支出する。 均等割 8,700 円 + 世帯割 420 円 × 加入世帯数 班長手当 1 班 4,000 円	自治会長等及び自治会への報償等については、差異があり、自治会及び自治会連合組織との調整が必要になることから、栃木市の例により合併時に統合する。

先進事例

(自治会制度)

● 栃木市・西方町(平成23年10月1日合併)

- 1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。
- 3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。
- 4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。

● 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町(平成22年3月29日合併)

- 1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。
- 3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。
- 4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。

● 大田原市(平成17年10月1日合併)

- 1 湯津上村及び黒羽町の行政区については、現行どおりとし、すべて大田原市の自治会として引き継ぐものとする。
- 2 湯津上村及び黒羽町の事務連絡員については、合併時に市政事務嘱託員として委嘱するものとする。
- 3 湯津上村区長連絡協議会及び黒羽町区長会については、合併時に大田原市の制度に統一するものとする。

● 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

- 1 自治会(区)については、合併後に鹿沼市の制度を基準に再編する。
- 2 自治会連合会については、合併後に鹿沼市の制度を基準に再編する。
- 3 区割りについては、合併時に鹿沼市の制度に統合する。
- 4 投票区等については、地域性等を考慮し、合併時に再編する。

● 真岡市(平成21年3月23日合併)

行政区の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町の自治会(区)については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。

協議第 18 号

合併協定項目 25-1 国内・国際交流事業について

国内・国際交流事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-1 国内・国際交流事業
調整方針	1 国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により合併時に統合する。 2 国際交流事業については、次のとおりとする。 (1) 友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時においては現行のとおりとし、合併後 3 年以内に再編する。 (2) 国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。 (3) 国際交流協会については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-1 国内・国際交流事業	関係項目	1 国内交流事業
調整の方針	国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		岩 舟 町	
栃 木 市		〇都市交流推進 該当なし	
〇都市交流推進 【北海道滝川市】 滝川市友好親善盟約締結 昭和57年4月15日盟約締結 平成23年7月22日盟約確認 【東京都中央区】 本市の山車の交流がきっかけとなり、交流開始（平成14年度） 中央区大江戸まつり盆踊り大会への参加 【東京都墨田区】 交通のアクセスの良さなどから平成18年に交流の申し入れを行い、交流開始（平成20年） 墨田区すみだまつりへの参加 【茨城県大洗町】 大洗あんこうまつりへの参加 【その他】 とちぎ秋まつりへの物産展受入れ		具体的調整内容 都市交流推進に関する ことについては、従来の実 績を尊重しつつ、栃木市の 例により合併時に統合す る。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-1 国内・国際交流事業	関係項目	2 国際交流事業
調整の方針	国際交流事業については、次のとおりとする。 (1) 友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時においては現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。 (2) 国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。 (3) 国際交流協会については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。		
	具体的な調整内容 友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時においては現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○友好姉妹都市 【目的】 友好姉妹都市等との友好交流の推進に向けた協議及び行政間の交流等を実施し、市民が主体的な国際交流活動を行うための環境を整える。 【友好姉妹都市】 ・中国浙江省金華市（友好都市） 1994年1月19日友好都市盟約締結 ・アメリカインディアナ州エバンズビル市（姉妹都市） 1999年7月19日姉妹都市盟約締結 2012年5月1日姉妹都市提携の確認 【事業】 市執行部、議会同士の交流・協議に関すること。 訪問団の受け入れ対応（ホームステイ） ※ 新市において、平成22年9月30日友好姉妹都市締結について、議会の承認を得た。 【その他】 ・交流校指定 [1990年] 栃木第三小学校 ⇨ 金華師範附属小学校 大宮北小学校 ⇨ 金華市環城小学校 皆川城東小学校 ⇨ 蘭溪市実験小学校 吹上小学校 ⇨ 東陽市実験小学校 寺尾中央小学校 ⇨ 義烏市実験小学校 国府北小学校 ⇨ 武義県壺山小学校 ・交流校指定 [1992年] 栃木西中学校 ⇨ 金華市第5実験中学校	○友好姉妹都市 【目的】 友好姉妹都市等との友好交流の推進に向けた協議及び行政間の交流等を実施し、市民が主体的な国際交流活動を行うための環境を整える。 【友好姉妹都市】 ・中国浙江省天台県（友好都市） 2002年10月28日 日本国栃木県岩舟町と中華人民共和国浙江省天台県との教育及び文化の友好交流に関する覚書 2007年5月8日 友好交流に関する協定書 【事業】 両県町の小中学生の教育及び文化の友好交流に関すること。 訪問団の派遣、受け入れ対応 【その他】 交流校締結 ・日本国栃木県岩舟町と中華人民共和国浙江省天台県との教育及び文化の友好交流に関する覚書 [2002.10.28] 岩舟町立岩舟中学校 ⇨ 天台県実験中学校 岩舟町立岩舟小学校 ⇨ 天台県天台小学校 岩舟町立静和小学校 ⇨ 天台県赤城街道第二小学校 岩舟町立小野寺南小学校 ⇨ 天台県実験小学校 岩舟町立小野寺北小学校 ⇨ 天台県赤城街道第四小学校 ・小学校の友好交流に関する意向書 [2011.10.20] 岩舟町立岩舟小学校 ⇨ 天台県平橋鎮中心小学 岩舟町立静和小学校 ⇨ 天台県白鶴鎮中心小学		

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○国際交流事業 【名称】 中学生海外派遣事業 本市の次代を担う中学生を海外に派遣し、外国の自然、文化及び社会に接し、人々との交流を通して、国際理解及び国際感覚の基礎を培い、コミュニケーション能力を身に着けさせるなど中学生の資質向上を目的に実施。 【事業概要】 中学生2年生25人をオーストラリアシドニーに派遣 ・ホームステイ ・シドニーの学校での語学研修	○国際交流事業 該当なし	国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。

現 況		岩 舟 町	具 体的 な 調 整 内 容
栃 木 市			
○栃木市国際交流協会 【目的】 市民参加による国の内外における交流を基調として、国際化の進展とこれに伴う地域社会の変化に対応するため、国際交流事業を通じて市民の国際感覚の醸成、国際理解の増進及び国際友好親善の促進を図り、多文化が共生できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 【所在地】 栃木市日ノ出町 14-36 栃木公民館内 【事務局体制】（平成 24 年度） 会長 1 名 事務局長 1 名 事務局職員 2 名（プロパー職員、臨時職員各 1 名） 相談員 1 名（臨時職員） 【概要】 代表者名 会長 鈴木俊美 設立年月日 平成 24 年 6 月 27 日 会員数 個人 245 ファミリー 20 団体・法人 45 会費 個人 年 2,000 円 ファミリー 年 3,000 円 団体・法人 年 10,000 円 【活動内容】 在住外国人支援事業 ・日本語教室の開催 ・外国人相談窓口の開設 ・日本語スピーチコンテスト ・在住外国人対象交流事業（日本文化研修、ハイキング等） ・外国語による生活情報提供及び説明会の開催 等 交流事業 ・金華市との交流 ・エバンスビル市との交流 ・栃木市民訪中団の派遣 等	該当なし		国際交流協会については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。

現 況	具 体的 な 調 整 内 容
栃 木 市 語学講座研修会開催事業 ・英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語及びドイツ語教室 ・太極拳教室 ・世界の料理教室 ・日本語指導ボランティア教室 交流イベント事業 ・国際交流のつどい 国際理解推進事業 ・国際理解講座への外国人講師派遣 国際交流ボランティア活動推進事業 ・通訳、翻訳ボランティアの登録制度の構築と活動支援 ・ホストファミリーボランティアの登録制度の構築と活動支援 ・日本語指導ボランティアの養成と活動推進 ・その他国際交流ボランティア活動 広報PR事業 ・協会ホームページの作成と管理 ・会報発行 ・各種事業のチラシ作成等の広報活動 ・愛称及びシンボルマークの募集 ・その他国際交流に関する広報活動 会の運営事業 ・総会、運営委員会等会議開催 ・外国籍市民代表者委員会運営 ・地域委員会・定例専門部会開催 ・会員増に向けた活動推進 その他の事業 ・外国語翻訳及び通訳業務 ・国際交流団体との連絡調整	岩 舟 町

先進事例

(国際・国内交流のみ)

● 栃木市・西方町(平成23年10月1日合併)

国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。

- ・都市交流推進に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。
- ・友好姉妹都市に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。
- ・国際交流事業に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併時まで調整する。
- ・国際交流協会に関することについては、各協会の意向を踏まえた上で、16公共的団体の取扱いの例によるものとする。

● 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町(平成22年3月29日合併)

国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。

- ・都市交流推進に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。
- ・友好姉妹都市に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。
- ・国際交流事業に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。
- ・国際交流協会に関することについては、各協会の意向を踏まえた上で、合併後に調整を図る。

● 大田原市(平成17年10月1日合併)

- 1 都市交流・国際交流全般については、合併時に大田原市の制度に統一するものとする。
なお、姉妹都市の提携については、継続して検討するものとする。
- 2 各種サミットに関する事業については現行どおりとし、黒羽町の「おくの細道サミット」は、大田原市に引き継ぐものとする。

● 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

国際交流事業について

- 1 友好都市等については、合併時に鹿沼市の制度を基準に再編する。
- 2 国際交流協会については、合併時に再編し、組織を統一する。

姉妹都市事業について

各都市に意向を確認し、合併時まで再編する。

● 真岡市(平成21年3月23日合併)

海外姉妹都市・海外友好都市との交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

● 佐野市(平成17年2月28日合併)

- ・姉妹都市、友好都市については、合併後、3年以内に調整を図る。
- ・親善都市については、合併後も継続する。
- ・国際交流事業については、1市2町の実績を尊重し、積極的に推進する。
- ・佐野市国際交流協会及び田沼町国際交流協会については、合併年度は現行どおりとし、翌年度統一する。

● 下野市(平成18年1月10日合併)

- 1) 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2) 海外派遣事業については、新市において調整のうえ、実施するものとする。
- 3) 友好親善受入れ事業及び国際交流員の配置については、現行のとおり実施するものとする。

● さくら市(平成17年3月28日合併)

国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容については、官民の交流を整理し、新市において調整する。

● 日光市(平成18年3月20日合併)

- ・ 1 姉妹都市及び友好都市については、合併後、新市において調整する。
- ・ 1 友好親善都市については、合併後、新市において調整する。
- 2 姉妹都市との交流については、合併後、新市において調整する。
- 3 その他の国際交流については、合併後、新市において再編する。
- 4 国際交流協会については、合併後に再編するよう働きかける。

● 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

- 1 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後相手都市の意思を確認した後、改めて姉妹都市提携の調印を行う。
- 2 国際交流事業については、黒磯市の例により統合する。ただし、ガイドブックについては、新市において再編する。

協議第 19 号

合併協定項目 25 - 3 広報広聴関係事業について

広報広聴関係事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25 - 3 広報広聴関係事業
調整方針	広報広聴関係事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-3 広報広聴関係事業	関係項目
調整の方針	広報広聴関係事業については、栃木市の例により合併時に統合する。	
	現 況	岩 舟 町
【名称】 広報とちぎ 【発行回数】 月1回発行（20日発行） 【発行部数】 47,500部 【様式】 A4判 【配付方法】 自治会に依頼し、各世帯配布。未加入世帯は、市役所本庁舎・各地区公民館等の公共施設及びスーパー等で配布。 【有料公告欄】 有り 【広報委員】 なし ※広報とちぎについては、平成24年8月号からA3版化し、内容についても見直す予定。		【名称】 広報いわふね 【発行回数】 月1回発行（15日発行） 【発行部数】 5,500部 【様式】 A4判（表紙、裏表紙カラー、中はグリーン×黒の二色刷り） 【配付方法】 自治会に依頼し、各世帯配布。未加入世帯は、中央公民館・遊楽々館で配布している。 【有料公告欄】 無し 【広報委員】 町内10人（任期2年）の委員を委嘱し（年間1万円）、会議、アンケートを実施して広報編集内容に対しての意見や情報を伺う。
		【名称】 広報いわふねお知らせ版 半月毎の催し物案内と県や各団体等の個別のお知らせをA3版 両面 に掲載 【発行回数】 月2回発行（第1、第3水曜日） 【作成部数】 5,300部 【作成方法】 各課より原稿提出（原則、発行日前週の火曜日）、職員による原稿作成→データを業者に渡し印刷 【配布方法】 印刷業者（仕分け）→役場へ搬入→各自治会へ配送→各自治会配布担当から各世帯へ（各自治会への報酬等はなし）広報と同様
		具体的な調整内容 見直し後の栃木市の「広報とちぎ」に合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
【市政メール箱】 市ホームページ上の「市民の声」から電子メールにより、随時意見・提案を募る。返信可能なものについては回答を送付する。 【投書箱】 市役所本庁舎玄関、各総合支所に設置し、随時市民の意見等を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。 【市長へのアイデア直通便】 毎年1回、広報紙で市民の意見・提案を募る。(広報紙を切り取り受取人払いの封筒ができる。) 匿名以外は、着信の礼状を発送し、希望者には回答を送付する。 ※各地域の案件については、総合支所地域まちづくり課を通して対応。 【パブリックコメント】 市の基本的計画等について、広報紙やホームページに案を掲載し広く市民の声を求め、意見を踏まえながら計画等の策定を行う。 HPへの掲載等は、担当部署で 【市民協議会】 無作為で抽出した市民25人程度をメンバーとし、テーマに沿って将来のまちづくりを議論する。市と栃木青年会議所との共催で実施する。 【まちづくり懇談会】 各地区で市執行部への要望・提案について事前質問に答えるとともに、フリートークにより懇談する。 栃木地域については本庁地域まちづくり課、秘書広報課で対応、各地域については各総合支所地域まちづくり課で対応。	【市政メール】 町ホームページからの電子メールによる意見・提案については、返信可能なものについては企画課より回答を送付している。 【投書箱】 設置なし 【アイデア直通便】 設置なし 【パブリックコメント】 町の基本的計画等について、広報紙やホームページに案を掲載し広く市民の声を求め、意見を踏まえながら計画等の策定を行う。 担当部署からパブコメ実施通知を受領→広報、HPによる周知(公開用書類等の設置は担当部署で行う) 実施後、結果通知の受領→HPで公表 【町民協議会】 該当なし 【まちづくり懇談会】 該当なし	両市町実施のものについては、基本的に同一の方法で実施しており、栃木市のみで実施しているものも含め、栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 2 0 号

合併協定項目 2 5 - 4 人権推進事業について

人権推進事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 4 人権推進事業
調整方針	人権教育・啓発推進行動計画については、両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-4 人権推進事業	関係項目
調整の方針	人権教育・啓発推進行動計画については、両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。	
	現 況	
	栃 木 市	岩 舟 町
人権教育・啓発推進行動計画 【目的】 人権に関する啓発等を円滑かつ効果的に実施するため。 【内容】 平成24年度に人権意識調査を実施し、その結果等を基に、平成25年度に「栃木市人権教育・啓発推進行動計画」の策定を予定している。		人権教育・啓発推進行動計画 【目的】 人権に関する啓発等を円滑かつ効果的に実施するため。 【内容】 平成19年度に平成22年度までの「岩舟町人権教育・啓発推進行動計画」を策定、その後期間の延長を行う。
		具体的な調整内容 両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。